

全日本不動産協会静岡県本部 御中

都市整備部都市計画課長

岳南広域都市計画用途地域の変更について
～第一種低層住居専用地域の容積率・建蔽率・最低敷地面積の変更～

日頃より、本市の都市計画行政に、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、人口減少等の社会情勢や地域のニーズに適切に対応し、宅地等の既存ストックの有効活用及び居住地拡大の抑制が図れる合理的かつ健全な土地利用を促進するため、用途地域のルールを変更いたしました。

つきましては、変更内容について下記のとおりお知らせいたしますので、貴会員の皆様に御周知いただきますよう、お願いいたします。

記

1 変更の日付

令和3年4月30日

2 変更対象区域

第一種低層住居専用地域のうち、容積率60%、建蔽率40%に指定された区域

3 変更内容

	変更前	変更後
変更①	容積率60%	容積率80%
変更②	建蔽率40%	建蔽率50%
変更③	最低敷地面積指定なし	最低敷地面積165m ²

※変更③は、変更前に最低敷地面積200m²の指定がない区域のみが対象です。

※詳細にお調べする場合は、市ウェブサイト「ふじタウンマップ」を御活用ください。

【担当・お問い合わせ】

富士市都市整備部都市計画課都市政策担当

電話：(0545) 55-2785 FAX：(0545) 51-0475

E-Mail：toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp